

第3 医学管理等 外来放射線照射診療料の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第59号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和2年3月5日 保医発第0305第3号)

告示	通知
<p>4の7 外来放射線照射診療料の施設基準</p> <p>(1) 放射線治療を行うにつき必要な医師、看護師及び診療放射線技師等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 緊急時における放射線治療を担当する医師との連絡体制等放射線治療を適切に実施するための十分な体制が確保されていること。</p>	<p>第6の7 外来放射線照射診療料</p> <p>1 外来放射線照射診療料に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線照射の実施時において、当該保険医療機関に放射線治療医（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。</p> <p>(2) 専従の看護師及び専従の診療放射線技師がそれぞれ1名以上勤務していること。なお、当該専従の診療放射線技師は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。なお、専従の看護師は、粒子線治療医学管理加算に係る常勤の看護師を兼任することはできない。</p> <p>(3) 放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上勤務していること。なお、当該技術者は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師との</p>

兼任はできないが、医療機器安全管理料 2 に係る技術者を兼任することができる。また、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者との兼任もできない。

- (4) 合併症の発生によりすみやかに対応が必要である場合等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制をとること。

2 届出に関する事項

外来放射線照射診療料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 7 の 6 を用いること。

第3 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第59号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和2年3月5日 保医発第0305第3号)

告示	通知
<p>10の1の3 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準</p> <p>(1) 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受が可能なネットワークを構築していること。</p> <p>(2) 他の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。</p>	<p>第12の1の2 診療情報提供料(Ⅰ)及び電子的診療情報評価料</p> <p>1 診療情報提供料(Ⅰ)の地域連携診療計画加算に関する施設基準</p> <p>2 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料に関する施設基準</p> <p>(1) 他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築していること。なお、電子的な送受信又は閲覧が可能な情報には、原則として、検査結果、画像情報、投薬内容、注射内容及び退院時要約が含まれていること。(診療所にあつては、画像情報・退院時要約については閲覧できるのみでもよい。)また、画像診断の所見についても含まれていることが望ましい。</p> <p>(2) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保すること。また、保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など個人情報保護が確実に実施されていること。</p> <p>(3) 常時データを閲覧できるネットワークを用いる際に、ストレージを活用する場合には、原則として厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること(ただし、当該規格を導入するためのシステム改修が必要な場合は、それを行う</p>

までの間はこの限りでない。)、また、診療情報提供書を送付する際には、原則として、厚生労働省標準規格に基づく診療情報提供書様式を用いること。

- (4) 情報の提供側の保険医療機関においては、提供した診療情報又は閲覧可能とした情報の範囲及び日時が記録されており、必要に応じ随時確認できること。また、情報を提供された側の保険医療機関においては、提供を受けた情報を保管している、又は閲覧した情報及び閲覧者名を含むアクセスログを一年間記録していること。これらの記録について、(1)のネットワークを運営する事務局が保険医療機関に代わって記録を行っている場合は、当該加算・評価料を算定する保険医療機関は、当該事務局から必要に応じて随時記録を取り寄せることができること。

2 届出に関する事項

- (1) 地域連携診療計画加算の施設基準に係る届出は別添2の様式12により届け出ること。これに添付する地域連携診療計画は別添2の様式12の2に準じた様式を用いること。(※様式別添略)
- (2) 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出は、別添2の[様式14の2](#)を用いること。

第 5 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号）

告示	通知
<p>6 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算及び長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準</p> <p>(1) 当該検査を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。</p> <p>(3) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。</p>	<p>第 22 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算</p> <p>1 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算に関する施設基準</p> <p>(1) 循環器科の経験を 5 年以上有する医師が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(2) 当該医療機関が心臓血管外科を標榜しており、心臓血管外科の経験を 5 年以上有する常勤の医師が配置されていること。ただし、心臓血管外科を標榜しており、かつ、心臓血管外科の経験を 5 年以上有する常勤の医師が 1 名以上配置されている他の保険医療機関と必要かつ密接な連携体制をとっており、緊急時に対応が可能である場合は、この限りでない。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 24 を用いること。</p>

第5 検査 センチネルリンパ節生検の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和2年3月5日 厚生労働省告示第59号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和2年3月5日 保医発第0305第3号）

告示	通知
<p>14 センチネルリンパ節生検(片側)の施設基準</p> <p>(1) 該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>	<p>第29の3 センチネルリンパ節生検(片側)</p> <p>1 センチネルリンパ節生検に関する施設基準</p> <p>(1) 乳腺外科又は外科の経験を5年以上有しており、乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5症例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。ただし、「2 単独法」のうち、色素のみによるもののみを実施する施設にあつては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。</p> <p>(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準に係る届出は、別添2の様式31の3及び様式52を用いること。</p>

第 6 画像診断 画像診断管理加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>1 画像診断管理加算の施設基準</p> <p>(1) 画像診断管理加算 1 の施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 放射線科を標榜している保険医療機関であること。 ロ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。 ハ 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。 <p>(2) 画像診断管理加算 2 の施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 放射線科を標榜している病院であること。 ロ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。 ハ 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について、ロに規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。 ニ 当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも 8 割以上のものの読影結果が、ロに規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。 <p>(3) 画像診断管理加算 3 の施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 放射線科を標榜している特定機能病院であること。 ロ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。 ハ 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影 	<p>第 30 画像診断管理加算</p> <p>1 画像診断管理加算 1 に関する施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。 (2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を 10 年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている 2 年以上の所定の研修(専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。)を修了し、その旨が登録されている医師に限る。)が 1 名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。 (3) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。 (4) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと。 (5) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。 <p>2 画像診断管理加算 2 に関する施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線科を標榜している病院であること。

診断について、口に規定する医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。

- 二 当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層撮影診断のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、口に規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治医に報告されていること。
- ホ 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。

(2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されている医師に限る。）が1名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。

(3) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、(2)に規定する医師の下に画像情報の管理が行われていること。

(4) 当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層診断のうち、少なくとも8割以上の読影結果が、(2)に規定する医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに当該患者の診療を担当する医師に報告されていること。

(5) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと。

(7) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。

(8) 関係学会の定める指針を遵守し、MRI装置の適切な安全管理を行っていること。

3 画像診断管理加算3に関する施設基準

(1) 放射線科を標榜している特定機能病院であること。

- (2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を 10 年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている 2 年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されている医師に限る。）が 6 名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (3) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影について、(2)の医師の下に画像情報の管理が行われていること。
- (4) 当該保険医療機関における核医学診断及びコンピューター断層診断のうち、少なくとも 8 割以上の読影結果が、(2)の医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに当該患者の診療を担当する医師に報告されていること。
- (5) 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
- (6) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されており、当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (7) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと。
- (8) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。
- (9) 関係学会の定める指針を遵守し、MRI 装置の適切な安全管理を行っていること。

(10) 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること。その際、施設内の全ての CT 検査の線量情報を電子的に記録し、患者単位及び検査プロトコル単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

4 届出に関する事項

画像診断管理の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 32](#) を用いること。なお、画像診断管理加算 1 の施設基準の届出については、画像診断管理加算 2 又は 3 の届出をもってこれに代えることができる。

第 6 画像診断 遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、
基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、
核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号）

告示	通知
<p>2 遠隔画像診断による写真診断（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、核医学診断及びコンピューター断層診断の施設基準</p> <p>(1) 送信側 離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(2) 受信側 イ 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。 ロ 遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>	<p>第 32 遠隔画像診断</p> <p>1 遠隔画像診断に関する施設基準</p> <p>(1) 送信側（画像の撮影が行われる保険医療機関）においては以下の基準を全て満たすこと。 ア 画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を有しており、受信側の保険医療機関以外の施設へ読影又は診断を委託していないこと。 イ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。</p> <p>(2) 受信側（画像診断が行われる病院である保険医療機関）においては以下の基準を全て満たすこと。ただし、歯科診療に係る画像診断については、歯科画像診断管理加算の要件を満たしていれば足りるものであること。 ア 画像診断管理加算 1、2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。 イ 特定機能病院、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院又は基本診療料の施設基準等別表第 6 の 2 に規定する地域に所在する病院であること。 ウ 電子的方法によって、個々の患者の診療</p>

に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。

2 届出に関する事項

遠隔画像診断の施設基準に係る届出は、別添 2 の[様式 34](#) 又は[様式 35](#) を用いること。なお、届出については、送信側、受信側の双方の医療機関がそれぞれ届出を行うことが必要であり、また、送信側の医療機関の届出書については、受信側に係る事項についても記載すること。

第 6 画像診断 ポジトロン断層撮影及びポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る診察料を算定するための施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号）

告示	通知
<p>3 ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準</p> <p>(1) ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る診療料を算定するための施設基準</p> <p>イ 画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。</p> <p>ロ 当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>ハ 当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>(2) 適合していない場合には所定点数の 100 分の 80 に相当する点数により算定することとなる施設基準</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ (1)のロに掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一定割合以上であること</p>	<p>第 33 ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影</p> <p>1 ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る費用を算定するための施設基準</p> <p>(1) 核医学診断の経験を 3 年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が 1 名以上いること。</p> <p>(2) 診断撮影機器ごとに、PET 製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の診療放射線技師が 1 名以上いること。</p> <p>2 該当しない場合は所定点数の 100 分の 80 に相当する点数を算定することとなる施設基準</p> <p>ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、別添 2 の様式 36 に定める計算式により算出した数値が 100 分の 30 以上であること（ただし、特定機能病院、がん診療の拠点となる病院又は高度専門医療に関する</p>

<p>と。</p> <p>□ 特定機能病院、がん診療の拠点となる病院又は高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条の 2 に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であること。</p>	<p>る研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 4 条第 1 項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する保険医療機関を除く。）。がん診療の拠点となる病院とは、第 11 の 2 がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料の 2 と同様であること。</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 36 を用いること。</p>
--	--

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号）抜粋

<p>第 2 届出に関する手続き</p> <p>1 特掲診療料の施設基準等に係る届出に際しては、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機関単位又は当該保険薬局単位で行うものであること。</p> <p>2 「特掲診療料の施設基準等」の各号に掲げる施設基準に係る届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局の開設者は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の地方厚生（支）局長に対して、別添 2 の当該施設基準に係る届出書（届出書添付書類を含む。以下同じ。）を 1 通提出するものであること。なお、国立高度専門医療研究センター等で内部で権限の委任が行われているときは、病院の管理者が届出書を提出しても差し支えない。また、当該保険医療機関は、提出した届出書の写しを適切に保管するものであること。</p> <p>3 届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「特掲診療料の施設基準等」及び本通知に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。なお、この要件審査に要する期間は原則として 2 週間以内を標準とし、遅くとも概ね 1 か月以内（提出者の補正に要する期間は除く。）とするものであること。</p> <p>4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に定めがある場合を除き、実績期間を要しない。ただし、以下に定める施設基準については、それぞれ以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 開放型病院の施設基準</p> <p>届出前 30 日間の実績を有していること。</p> <p>(2) 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図、光トポグラフィー、ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房用ポジトロン断層撮影、コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影に係る施設共同利用率、輸血管管理料に係る新鮮凍結血漿・赤血球濃厚液割合等及び保険医療機関間の連携による病理診断に係る病理標本割合</p> <p>ア 1 月から 12 月までの 1 年間の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、翌年の 4 月 1 日から翌々年の 3 月末日まで所定点数を算定できるもの</p>

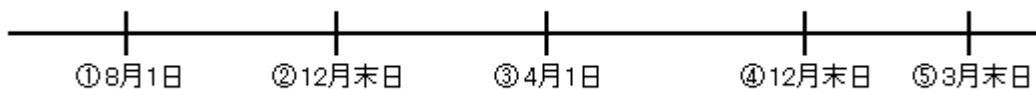
とする。

- イ アにかかわらず、新規届出の場合は、届出前6月の実績を有していれば足りるものとし、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から翌年の3月末日まで所定点数を算定することができるものとする。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から翌年の3月末日まで所定点数を算定することができるものとする。なお、施設基準に適合しなくなったため所定点数を算定できなくなった後に、再度届出を行う場合は、新規届出に該当しないものである。
- ウ 既に施設基準の要件を満たし所定点数を算定している場合であって、当該基準に係る機器を増設する場合には、実績期間を要しないものとする。この場合において、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から翌年の3月末日までは、当該機器についても所定点数を算定することができるものとする。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から翌年の3月末日まで当該機器についても所定点数を算定することができるものとする。
- エ イ又はウに該当する場合は、所定点数を算定し始めた月の初日から同年12月の末日までの実績をもって施設基準の適合性を判断し、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、翌年の4月1日から翌々年の3月末日まで所定点数を算定できるものとする。

新規届出の場合

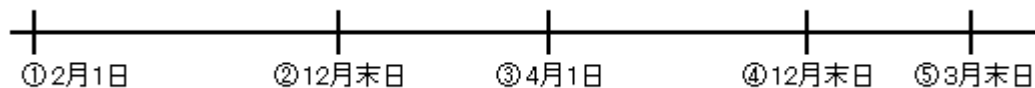
例1：8月1日から算定を開始した場合

- ・ 翌年3月末（③の前日）までは算定可
- ・ ①～②までの実績により施設共同利用率に係る基準の適合性を判断
 - ・ 施設基準に適合している場合は、③～⑤までの期間算定可
 - ・ 施設基準に適合していない場合は、③～⑤までの期間算定不可
- ・ ⑤の翌日以後の期間の算定の可否は、②の翌日から④までの期間における実績で判断する。



例2：2月1日から算定を開始した場合

- ・ 翌年の3月末（③の前日）までは算定可
- ・ ①～②までの実績により施設共同利用率に係る基準の適合性を判断
 - ・ 施設基準に適合している場合は、③～⑤までの期間算定可
 - ・ 施設基準に適合していない場合は、③～⑤までの期間算定不可
- ・ ⑤の翌日以後の期間の算定の可否は、②の翌日から④までの期間における実績で判断する。



(3)～(14)、5以降省略

第 6 画像診断 CT 撮影及びMRI 撮影の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>4 CT 撮影及び MRI 撮影の施設基準</p> <p>(1) 通則 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(2) 64 列以上のマルチスライス型の機器による CT 撮影及び 3 テスラ以上の機器による MRI 撮影に関する施設基準 イ 画像診断管理加算 2 の施設基準を満たしていること。 ロ 専従の診療放射線技師が一名以上配置されていること。</p> <p>(3) CT 撮影の注 8 及び MRI 撮影の注 6 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準 (1)に掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一割以上であること。</p>	<p>第 34 CT 撮影及び MRI 撮影</p> <p>1 CT 撮影及び MRI 撮影に関する施設基準</p> <p>(1) 64 列以上、16 列以上 64 列未満若しくは 4 列以上 16 列未満のマルチスライス CT 装置又は 3 テスラ以上若しくは 1.5 テスラ以上 3 テスラ未満の MRI 装置のいずれかを有していること。</p> <p>(2) 64 列以上のマルチスライス CT 装置又は 3 テスラ以上の MRI 装置においては、画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準の届出を行っていること。</p> <p>(3) 64 列以上のマルチスライス CT 装置又は 3 テスラ以上の MRI 装置においては、CT 撮影に係る部門又は MRI 撮影に係る部門にそれぞれ専従の診療放射線技師が 1 名以上勤務していること。</p> <p>2 CT 撮影の注 8 及び MRI 撮影の注 6 に規定する施設基準 CT 撮影及び MRI 撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、別添 2 の 様式 37 に定める計算式により算出した数値が 100 分の 10 以上であること。</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>(1) CT 撮影及び MRI 撮影の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 37 を用いること。</p> <p>(2) 当該撮影を行う画像診断機器の機種名、型番、メーカー名、テスラ数 (MRI の場合) を記載すること。</p>

	<p>(3) CT 撮影及び MRI 撮影に係る安全管理責任者の氏名を記載し、CT 撮影装置、MRI 撮影装置及び造影剤注入装置の保守管理計画を添付すること。</p>
--	---

第 6 画像診断 冠動脈 CT 撮影加算、血流予備量比コンピューター断層撮影、心臓 MRI 撮影加算、乳房 MRI 撮影加算、小児鎮静下 MRI 撮影加算、頭部 MRI 撮影加算及び全身 MRI 撮影加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>5 冠動脈 CT 撮影加算、血流予備量比コンピューター断層撮影、心臓 MRI 撮影加算、乳房 MRI 撮影加算、小児鎮静下 MRI 撮影加算、頭部 MRI 撮影加算及び全身 MRI 撮影加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(3) 当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>5 の 2 外傷全身 CT 加算の施設基準</p> <p>(1) 都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(4) 当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>5 の 3 大腸 CT 撮影加算の施設基準</p> <p>当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。</p>	<p>第 35 冠動脈 CT 撮影加算</p> <p>1 冠動脈 CT 撮影加算に関する施設基準</p> <p>(1) 64 列以上のマルチスライス型の CT 装置を有していること。</p> <p>(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>冠動脈 CT 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 38 を用いること。</p> <p>第 35 の 2 血流予備量比コンピューター断層撮影</p> <p>1 血流予備量比コンピューター断層撮影に関する施設基準</p> <p>(1) 64 列以上のマルチスライス型の CT 装置を有していること。</p> <p>(2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 許可病床数が 200 床以上の病院であること。</p> <p>イ 循環器内科、心臓血管外科及び放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>ウ 5 年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師が 2 名以上配置されており、5 年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。</p> <p>エ 5 年以上の心血管インターベンション治療の経験を有する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。なお、ウに掲げる医師と同一の者であっても差し支えない。</p>

オ 経皮的冠動脈形成術を年間 100 例以上実施していること。

カ 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を 10 年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている 2 年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されているものに限る。）が 3 名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。

キ 放射線治療に専従の常勤の医師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。

ク 日本循環器学会の研修施設、日本心血管インターベンション治療学会の研修施設及び日本医学放射線学会の総合修練機関のいずれにも該当すること。

2 届出に関する事項

血流予備量比コンピューター断層撮影の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 37](#) の 2 及び [様式 52](#) を用いること。

第 35 の 3 外傷全身 C T 加算

1 外傷全身 C T 加算に関する施設基準

- (1) 救命救急入院料の施設基準の届出を行っていること。
- (2) 64 列以上のマルチスライス型の C T 装置を有していること。
- (3) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準の届出を行っていること。

2 届出に関する事項

外傷全身 C T 加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 38](#) を用いること。

第 35 の 4 大腸 C T 撮影加算

1 大腸 C T 撮影加算に関する施設基準

区分番号「E200」コンピューター断層撮影の 1

「CT 撮影」の「イ」64 列以上のマルチスライス型の機器による場合又は「ロ」16 列以上 64 列未満のマルチスライス型の機器による場合に係る施設基準を現に届け出ていること。

2 届出に関する事項

コンピューター断層撮影の1「CT 撮影」の「イ」64 列以上のマルチスライス型の機器による場合又は「ロ」16 列以上 64 列未満のマルチスライス型の機器による場合の届出を行っていただくと、大腸 CT 撮影加算として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 36 心臓 MRI 撮影加算

1 心臓 MRI 撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと

2 届出に関する事項

心臓 MRI 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 38](#) を用いること。

第 36 の 1 の 2 乳房 MRI 撮影加算

1 乳房 MRI 撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと
- (3) 関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設であること。

2 届出に関する事項

乳房 MRI 撮影加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 38](#) を用いること。

第 36 の 1 の 3 小児鎮静下 MRI 撮影加算

1 小児鎮静下 MRI 撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算 2 又は 3 に関する施設基準を満たすこと
- (3) 小児救急医療を行うにつき十分な体制が整

備されていること。

- (4) 小児の MRI 撮影及び画像診断に関して十分な知識と経験を有する常勤の医師及び小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常勤の医師が、それぞれ1名以上配置されていること。
- (5) 関係学会から示されている MRI 影時の鎮静に関する指針に基づき、鎮静下の MRI 撮影を適切に実施していること。

2 届出に関する事項

小児鎮静下 MRI 撮影加算の撮影加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 38](#)を用いること。

第36の1の4 頭部 MRI 撮影加算

1 頭部MRI撮影加算に関する施設基準

- (1) 3テスラ以上のMRI装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修（専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。）を修了し、その旨が登録されているものに限る。）が3名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (4) 当該保険医療機関において、夜間及び休日に読影を行う体制が整備されていること。
- (5) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (6) 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること。その際、施設内の全てのCT検査の線量情報を電子的に記録し、患者単位及び検査プロトコル単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

2 届出に関する事項

頭部 MRI 撮影加算の撮影加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 38](#)を用いること。

第36の1の5 全身MRI撮影加算

1 全身MRI撮影加算に関する施設基準

- (1) 1.5 テスラ以上のMRI装置を有していること。
- (2) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修(専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものであること。)を修了し、その旨が登録されているものに限る。)が3名以上配置されていること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (4) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (5) 関係学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること。その際、施設内の骨シンチグラフィの線量情報を電子的に記録し、患者単位で集計・管理の上、被ばく線量の最適化を行っていること。

2 届出に関する事項

全身MRI撮影加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 38](#)を用いること。

第 12 手術 手術通則第 4 号に掲げる手術の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>1 医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 4 号に掲げる手術の施設基準等</p> <p>(1) 通則 緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、……省略……乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。）、……省略……の施設基準</p> <p>イ 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。ただし、……省略……乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、……省略……については、診療所（脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、乳腺悪性腫瘍手術、膀胱水圧拡張術及び腹腔鏡下仙骨腔固定</p>	<p>第 57 の 8 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）</p> <p>1 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）の施設基準</p> <p>(1) 皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科の経験を 5 年以上有しており、皮膚悪性腫瘍切除術におけるセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 5 症例以上経験している医師が配置されていること。</p> <p>(2) 当該保険医療機関が皮膚科、形成外科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。</p> <p>(3) 麻酔科標榜医が配置されていること。</p> <p>(4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>2 届出に関する事項</p> <p>皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 50 の 4 および 様式 52 を用いること。</p> <p>第 61 の 5 乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、</p>

術については有床診療所に限り、植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術についてはペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術に係る届出を行った診療所に限る。)でもよいこととする。

- 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。)

1 乳腺悪性腫瘍手術（乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。）に関する施設基準

- (1) 乳腺外科又は外科の経験を 5 年以上有しており、乳房悪性腫瘍手術における乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 5 症例以上経験している医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が 2 名以上配置されていること。ただし、「注 2」の乳がんセンチネルリンパ節加算 2 のうち、色素のみによるもののみを算定する保険医療機関にあつては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

2 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））に関する施設基準

- (1) 乳腺悪性腫瘍手術が年間 20 例以上あること。
- (2) 乳腺外科又は外科の経験を 5 年以上有しており、乳輪温存乳房切除術を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として 10 症例以上経験している医師が配置されていること。
- (3) 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が 2 名以上配置されていること。
- (4) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (5) 病理部門が設置され、病理医が配置されかつ迅速病理検査の体制が整っていること。

3 届出に関する事項

乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘

術)、乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)、乳房切除術(腋窩部郭清を伴わないもの)、乳房部分切除術(腋窩部郭清を伴うもの(内視鏡下によるものを含む。))、乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術(腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの)・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術(胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの)については、乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。)の施設基準に係る届出は、別添2の様式52及び様式56の2を用いること。乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))に関する施設基準については、別添2の様式52及び様式56の5を用いること。

第 13 放射線治療 放射線治療専任加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>1 放射線治療専任加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>1 の 2 遠隔放射線治療計画加算の施設基準</p> <p>(1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p>	<p>第 82 放射線治療専任加算</p> <p>1 放射線治療専任加算に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。</p> <p>(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料 2 における技術者との兼任はできない。</p>

(3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。

ア 高エネルギー放射線治療装置

イ X線あるいはCTを用いた位置決め装置

ウ 放射線治療計画システム

2 届出に関する事項

放射線治療専任加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 76](#)を用いること。

第 82 の 2 外来放射線治療加算

1 外来放射線治療加算に関する施設基準

(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。

(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

(3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。

ア 高エネルギー放射線治療装置

イ X線あるいはCTを用いた位置決め装置

ウ 放射線治療計画システム

エ 患者が休憩できるベッド等

2 届出に関する事項

外来放射線治療加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 76](#)を用いること。

第 82 の 3 遠隔放射線治療計画加算

1 遠隔放射線治療計画加算に関する施設基準

(1) 放射線治療を行う施設は、次の施設基準を満たしていること。

イ 放射線科を標榜している保険医療機関であること。

ロ 専ら放射線治療を担当する常勤の医師が配置されていないこと。

ハ 放射線治療を担当する常勤の診療放射線技師が2名以上配置されており、そのうち1名は放射線治療を専ら担当し、かつ、5年以上の経験を有すること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。

ニ 当該治療を行うために必要な次に掲げる機器及び施設を備えていること。

① 直線加速器

② 治療計画用 CT 装置及び三次元放射線治療計画システム

③ セキュリティ対策を講じた遠隔放射線治療システム

④ 第三者機関による直線加速器の出力線量の評価

ホ 遠隔放射線治療の支援施設の放射線治療

を専ら担当する医師と、常時連絡がとれる体制にあること。

- ハ 遠隔放射線治療及び医療情報のセキュリティ対策に関する指針が策定されていること。
- ト 関係学会の定めるガイドラインに基づき、当該治療を適切に実施していること。

(2) 放射線治療を支援する施設は、次の施設基準を満たしていること。

イ 放射線治療を専ら担当する常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名は5年以上の放射線治療の経験を有すること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算及び粒子線治療医学管理加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。

ロ 照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

ハ セキュリティ対策を講じた遠隔放射線治療システムを備えていること。

ニ 遠隔放射線治療及び医療情報のセキュリティ対策に関する指針が策定されており、実際の遠隔放射線治療の支援が当該指針に沿って行われているとともに、公

開可能な遠隔放射線治療の実施に係る記録が保存されていること。

ホ 関係学会の定めるガイドラインに基づき、当該支援を適切に実施していること。

2 届出に関する事項

遠隔放射線治療計画加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 76 の 2](#)を用いること。

第 13 放射線治療 高エネルギー放射線治療の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号）

告示	通知
<p>2 高エネルギー放射線治療の施設基準 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>2 の 2 高エネルギー放射線治療の 1 回線量増加加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(2) 高エネルギー放射線治療による全乳房照射を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>2 の 3 強度変調放射線治療（IMRT）の施設基準等</p> <p>(1) 強度変調放射線治療（IMRT）の施設基準</p> <p>イ 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師が 2 名以上配置されており、うち 1 名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。</p> <p>ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>ハ 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(2) 強度変調放射線治療（IMRT）の対象患者 別表第 11 の 3 に掲げる患者 * 別表第 11 の 3 強度変調放射線治療（IMRT）</p>	<p>第 83 高エネルギー放射線治療</p> <p>1 高エネルギー放射線治療に関する施設基準 照射方法を問わず、高エネルギー放射線治療を年間合計 100 例以上実施又は小児入院医療管理料 1 を届け出ていること。</p> <p>2 届出に関する事項 高エネルギー放射線治療の施設基準に係る届出は、別添 2 の 様式 77 を用いること。</p> <p>第 83 の 2 1 回線量増加加算</p> <p>1 高エネルギー放射線治療の 1 回線量増加加算に関する施設基準</p> <p>(1) 照射方法を問わず、高エネルギー放射線治療を年間 100 例以上実施していること。</p> <p>(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。</p> <p>(3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、強度変</p>

の対象患者：限局性の固形悪性腫瘍の患者

(3) 強度変調放射線治療（IMRT）の1回線量増加加算の施設基準

イ 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が1名以上配置されていること。

ロ 強度変調放射線治療（IMRT）による前立腺照射を行うにつき必要な体制が整備されていること。

2の4 画像誘導放射線治療加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が1名以上配置されていること。

(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

2の5 体外照射呼吸性移動対策加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が配置されていること。

(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

2 強度変調放射線治療（IMRT）の1回線量増加加算に関する施設基準

(1) 照射方法を問わず、高エネルギー放射線治療を年間100例以上実施していること。

(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。

(3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

- (4) 強度変調放射線治療（IMRT）を行うために必要な機器及び施設を備えていること。
- (5) 強度変調放射線治療（IMRT）を年間 10 例以上実施しており、かつ区分番号「M001」の「注 4」の「ハ」画像誘導放射線治療（腫瘍の位置情報によるもの）を年間 10 例以上実施していること

3 届出に関する事項

- 1 回線量増加加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の [様式 77](#) を用いること。

第 83 の 3 強度変調放射線治療（IMRT）

1 強度変調放射線治療（IMRT）に関する施設基準

- (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師が 2 名以上配置されており、このうち 1 名は放射線治療の経験を 5 年以上有する者であること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。また、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を 2 名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤医師数に算入することができるのは、常勤配置のうち 1 名（放射線治療の経験を 5 年以上有する者 1 名を除く。）に限る。また、この場合には強度変調放射線治療（IMRT）は年間 50 例を限度として実施できる。

- (3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。
- (4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は遠隔放射線治療計画加算、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。
- (5) 強度変調放射線治療（IMRT）を年間10例以上実施していること。
- (6) 当該治療を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。
- ア 直線加速器
 - イ 治療計画用CT装置
 - ウ インバースプラン（逆方向治療計画）の可能な三次元放射線治療計画システム
 - エ 照射中心に対する患者の動きや臓器の体内移動を制限する装置
 - オ 平面上の照射強度を変化させることができる装置
 - カ 微小容量電離箱線量計又は半導体線量計（ダイヤモンド線量計を含む。）及び併用する水ファントム又は水等価個体ファントム
 - キ 二次元以上で相対的な線量分布を測定・比較できる機器

(7) 当該保険医療機関において、強度変調放射線治療（IMRT）に関する機器の精度管理に関する指針が策定されており、実際の線量測定等の精度管理が当該指針に沿って行われているとともに、公開可能な精度管理に係る記録が保存されていること。

2 届出に関する事項

強度変調放射線治療（IMRT）の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 52](#) 及び[様式 78](#) を用いること。

第 83 の 4 画像誘導放射線治療加算

1 画像誘導放射線治療加算に関する施設基準

- (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。
- (3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。

- (4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。
- (5) 当該治療を行うために必要な次に掲げるいずれかの機器が当該治療を行う室内に設置されていること。
- ア 2方向以上の透視が可能な装置
 - イ 画像照合可能なCT装置
 - ウ 画像照合可能な超音波診断装置
- (6) 当該治療を行うために必要な次に掲げるいずれかの機器が当該治療を行う室内に設置されていること。
- ア 体表面の位置情報により位置照合可能な装置
 - イ 骨構造の位置情報により位置照合可能な装置
 - ウ 腫瘍の位置情報により位置照合可能な装置
- (7) 当該保険医療機関において、画像誘導放射線治療（IGRT）に関する手法と機器の精度管理に関する指針が策定されており、実際の画像誘導の精度管理が当該指針に沿って行われているとともに、公開可能な実施記録と精度管理に係る記録が保存されていること。

2 届出に関する事項

画像誘導放射線治療加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 78 の 2](#)を用いること。

第83の5 体外照射呼吸性移動対策加算

1 体外照射呼吸性移動対策加算の施設基準

- (1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、当該常勤

の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る医師を兼任することができる。

(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。なお、当該診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る診療放射線技師を兼任することができる。

(3) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が 1 名以上配置されていること。なお、当該担当者は遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療 (IMRT)、画像誘導放射線治療加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料 2 における技術者との兼任はできない。

(4) 当該治療を行うために必要な次に掲げる機器が当該治療を行う室内に設置されていること。

ア 呼吸性移動が 10mm 以上の腫瘍（左乳癌に対して行う場合は、標的）に対して、呼吸性移動を補償するために必要な照射範囲の拡大が 5mm 以下とするために必要な装置

イ 実際の照射野内に腫瘍（左乳癌に対して行う場合は、標的）が含まれていることを

毎回の照射直前又は照射中に確認・記録
するために必要な装置

- (5) 当該保険医療機関において、当該治療に係る
公開可能な実施記録と精度管理に係る記録
が保存されていること。

2 届出に関する事項

体外照射呼吸性移動対策加算の施設基準に係る
届出は、別添2の[様式 78 の 3](#)を用いること。

第 13 放射線治療 定位放射線治療に関する施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>3 定位放射線治療の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>3の2 定位放射線治療呼吸性移動対策加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が配置されていること。</p> <p>(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p>	<p>第 84 定位放射線治療</p> <p>1 定位放射線治療に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができる。</p> <p>(3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。</p> <p>(4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当す</p>

る者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

(5) 当該治療を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。

ア 直線加速器

イ 治療計画用 CT 装置

ウ 三次元放射線治療計画システム

エ 照射中心に対する患者の動きや臓器の体内移動を制限する装置

オ 微小容量電離箱線量計又は半導体線量計（ダイヤモンド線量計を含む。）及び併用する水ファントム又は水等価個体ファントム

2 届出に関する事項

定位放射線治療の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 79](#)を用いること。

第 84 の 2 定位放射線治療呼吸性移動対策加算

1 定位放射線治療呼吸性移動対策加算（動体追尾法）の施設基準

(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師が2名以上配置されており、このうち1名は放射線治療の経験を5年以上有する者であること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る医師を兼任することができる。

(2) 体外照射呼吸性移動対策加算の(2)から(5)までを満たすこと。ただし、「定位放射線治療呼吸性移動対策加算」は「体外照射呼吸性移動対策加算」と読み替えるものとする。

2 定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他のもの）の施設基準

体外照射呼吸性移動対策加算の(1)から(5)までを満たすこと。ただし、「定位放射線治療呼吸性移動対策加算」は「体外照射呼吸性移動対策加算」と読み替えるものとする。

3 届出に関する事項

定位放射線治療呼吸性移動対策加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 78 の 3](#)を用いること。

第 13 放射線治療 粒子線治療の施設基準等

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号）

告示	通知
<p>4 粒子線治療の施設基準等</p> <p>(1) 粒子線治療の施設基準</p> <p>イ 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師が 2 名以上配置されており、うち 1 名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。</p> <p>ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>ハ 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p> <p>(2) 粒子線治療の注 1 に規定する患者</p> <p>別表第 11 の 4 に掲げる患者</p> <p>* 別表第 11 の 4 粒子線治療の注 1 に規定する対象患者：</p> <p>小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍に限る。）の患者</p> <p>手術による根治的な治療が困難な骨軟部腫瘍の患者</p> <p>頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮癌を除く。）の患者</p> <p>限局性及び局所進行性前立腺癌（転移を有するものを除く。）の患者）</p> <p>5 粒子線治療適応判定加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が 2 名以上配置されていること。</p>	<p>第 84 の 2 の 2 粒子線治療</p> <p>1 粒子線治療に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師が 2 名以上配置されていること。このうち 1 名は、放射線治療の経験を 10 年以上有するとともに、陽子線治療については陽子線治療の経験を、重粒子線治療については重粒子線治療の経験を 2 年以上（放射線治療（四門以上の照射、運動照射、原体照射又は強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射に限る。）による療養について 1 年以上の経験を有する者については、1 年以上）有すること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療適応判定加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、遠隔放射線治療計画加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。</p> <p>(3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師が配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸</p>

(2) 当該治療の適応判定を行うにつき必要な体制が整備されていること。

6 粒子線治療医学管理加算の施設基準

(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を担当する専従の常勤医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が2名以上配置されていること。

(2) 当該医学管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 当該医学管理を行うにつき必要な機器を有していること。

性移動対策加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。

(4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

(5) 当該治療を行うために必要な次に掲げる機器、施設を備えていること。

ア 粒子線治療装置

イ 治療計画用 CT 装置

ウ 粒子線治療計画システム

エ 照射中心に対する患者の動きや臓器の体内移動を制限する装置

オ 微小容量電離箱線量計又は半導体線量計（ダイヤモンド線量計を含む。）及び併用する水ファントム又は水等価固体ファントム

(6) 当該治療に用いる医療機器について、適切に保守管理がなされていること。

(7) 重粒子線治療については重粒子線治療の実績を、陽子線治療については陽子線治療の実績を10例以上有していること。

2 届出に関する事項

粒子線治療の施設基準に係る届出は、別添2の [様式 52](#) 及び [様式 79 の 1 の 2](#) を用いること。

第 84 の 2 の 3 粒子線治療適応判定加算

1 粒子線治療適応判定加算に関する施設基準

(1) 放射線治療に専従の常勤の医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る）が2名以上配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療

専任加算、外来放射線治療加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、遠隔放射線治療計画加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。

(2) 粒子線治療に係るカンサーボードについて、以下のいずれかを満たしていること。

ア 当該保険医療機関において「がん診療連携拠点病院等の整備について」に準拠したカンサーボード（手術、放射線診断、放射線治療、化学療法、病理診断及び緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換、共有、検討、確認等を行うためのカンファレンスをいう。以下同じ。）が開催され、当該カンサーボードによって、当該保険医療機関で当該治療を受ける患者に対して、粒子線治療の適応判定等が実施される体制を有すること。なお、当該カンサーボードについては、月に1回以上開催されており、手術、放射線診断、放射線治療、化学療法、病理診断及び緩和ケアの分野に携わる専門的な知識及び技能を有する医師のうち3分野以上の医師が毎回出席していること。

イ 連携体制のあるがん診療連携拠点病院のカンサーボードに、当該保険医療機関の医師が参加することによって、当該保険医療機関で当該治療を受ける患者に対して、粒子線治療の適応判定等が実施される体制を有すること。

2 届出に関する事項

粒子線治療適応判定加算の施設基準に係る届出は、別添2の[様式 79 の 1 の 3](#)を用いること。

第 84 の 2 の 4 粒子線治療医学管理加算

1 粒子線治療医学管理加算に関する施設基準

- (1) 放射線治療に専従の常勤の医師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る）が2名以上配置されていること。なお、当該常勤の医師は、医療機器安全管理料2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の医師を兼任することができるが、遠隔放射線治療計画加算に係る常勤の医師を兼任することはできない。
- (2) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が粒子線治療室1つにつき2名以上、かつ当該保険医療機関に合計3名以上配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。
- (3) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はで

きない。

(4) 放射線治療に専従の常勤の看護師が1名以上配置されていること。なお、当該常勤の看護師は、外来放射線照射診療料に係る常勤の看護師を兼任することはできない。

(5) 次に掲げる機器を備えていること（なお、アとイについては、患者ごとのスキャニング法による照射を行う場合にはこの限りではない）。

ア 患者毎のコリメーターを用いる照射野形成装置

イ 患者毎のボースを用いる深部線量分布形成装置

ウ 2方向以上の透視が可能な装置、画像照合可能なCT装置、又は画像照合可能な超音波装置（いずれも治療室内に設置されているものに限る。）

2 届出に関する事項

粒子線治療適応判定加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式79の1の3を用いること。

第 13 放射線治療 画像誘導密封小線源治療加算の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和 2 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和 2 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 3 号)

告示	通知
<p>7 画像誘導密封小線源治療加算の施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関内に放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が 1 名以上配置されていること。</p> <p>(2) 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。</p> <p>(3) 当該治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。</p>	<p>第 84 の 2 の 5 画像誘導密封小線源治療加算</p> <p>1 画像誘導密封小線源治療加算に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。</p> <p>(2) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師又は歯科医師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が配置されていること。なお、当該常勤の医師又は歯科医師は、医療機器安全管理料 2、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療適応判定加算及び粒子線治療医学管理加算に係る常勤の医師又は歯科医師を兼任することができる。</p> <p>(3) 放射線治療を専ら担当する常勤の診療放射線技師（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）及び看護師がそれぞれ 1 名以上配置されていること。なお、当該常勤の診療放射線技師は、外来放射線照射診療料、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、1 回線量増加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療及び粒子線治療医学管理加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。</p>

(4) 放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等を専ら担当する者（診療放射線技師その他の技術者等）が1名以上配置されていること。なお、当該担当者は、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療及び粒子線治療医学管理加算に係る担当者を兼任することができる。ただし、外来放射線照射診療料及び医療機器安全管理料2における技術者との兼任はできない。

(5) 当該治療を行うために必要な次に掲げる機器を有していること。

ア 画像照合可能なCT又はMRI装置

イ 遠隔操作式密封小線源治療装置

ウ 小線源治療用三次元的治療計画装置

(6) 当該保険医療機関において、画像誘導密封小線源治療に関する手法と機器の精度管理に関する指針が策定されており、実際の画像誘導の精度管理が当該指針に沿って行われているとともに、公開可能な実施記録と精度管理に係る記録が保存されていること。

2 届出に関する事項

画像誘導密封小線源治療加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式78の2を用いること。